

人づくりワーキンググループ設置要綱

情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT 新時代の未来づくり検討委員会の下で人づくりワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催し、IoT・AI・ロボット等が日常生活、職場や公共空間に広く浸透する時代を見据え、こうした時代に求められる人材を育成するための教育の在り方、高齢者・障害者に対する ICT 利活用支援策等に関して検討を行う。

1 WG の運営について

- (1) WG の主任及び構成員は、同委員会主査が指名する。
- (2) 主任は WG の議事を掌握する。
- (3) WG に主任代理を置くことができ、主任が指名するものがこれに当たる。
- (4) 主任に事故があるときは主任代理がその職務を代理する。
- (5) WG の会議（以下「会議」という。）は主任が招集する。この場合、主任は構成員にあらかじめ会議の日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 主任は必要があるときは、審議事項に関する関係者に対し、出席と説明を求めることができる。
- (7) 主任は検討を促進するため、必要に応じ、サブワーキンググループを開催することができる。
- (8) 特に迅速な調査を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合には、主任は電子メール等による調査を行い、これを会議に代えることができる。
- (9) WG において調査・検討された事項については、主任が取りまとめ、これを委員会に報告する。
- (10) その他 WG の運営に関し必要な事項は主任が定める。

2 会議の公開について

- (1) 会議は、次の場合を除き、原則として公開する。会議の公開・非公開の決定は主任が行い、非公開とする場合は、その理由を公開する。
 - ① 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
 - ② その他、主任が非公開とすることを認めた場合
- (2) 会議の配付資料及び議事概要（以下「資料等」という。）は、次の場合を除き、閲覧その他の方法により、原則として公開する。資料等の公開・非公開の決定は主任が行い、非公開とする場合は、その理由を公表する。
 - ① 資料等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
 - ② その他、主任が非公開とすることを認めた場合

3 事務局について

WGの事務局は、情報流通行政局情報流通振興課が関係課室の協力を得て行う。

情報通信審議会 情報通信政策部会

IoT 新時代の未来づくり検討委員会

人づくり WG 構成員名簿

(敬称略、五十音順、平成 29 年 11 月 28 日現在)

	有木 節二	一般社団法人電気通信事業者協会 専務理事
(主任)	安念 潤司	中央大学法務研究科 教授
	石川 准	静岡県公立大学法人静岡県立大学 国際関係学部教授 東京大学先端科学技術研究センター 特任教授
	枝廣 直幹	福山市 福山市長
	片山 泰祥	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 専務理事
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授
	近藤 則子	老テク研究会 事務局長
	谷川 史郎	東京藝術大学 客員教授
	中島 秀之	東京大学大学院情報理工学系研究科 知能機械情報学専攻 先端人工知能学教育寄附講座 特任教授
	牧野 百男	福井県 鯖江市長
	松尾 豊	東京大学大学院 工学系研究科・特任准教授
	松岡 萬里野	一般財団法人日本消費者協会 理事長
	松本 純夫	独立行政法人国立病院機構東京医療センター 名誉院長